

お 知 ら せ

2024年2月9日
東北電力ネットワーク株式会社

インバランス料金単価の公表値の誤りに関する 電力・ガス取引監視等委員会への報告について

当社は、2022年4月1日から2023年11月28日のインバランス料金単価^{※1}の算定に用いる供給力およびインバランス想定量の算定を誤り、その結果、誤ったインバランス料金単価がインバランス料金情報公表ウェブサイト^{※2}に公表されていた2つの事案を確認したため、各々の事案を把握した2023年10月17日および11月28日に、電力・ガス取引監視等委員会（以下、「監視等委員会」）へ報告いたしました。

その後、2023年12月22日に監視等委員会から報告徴収を受領したことから、事案の内容および発生原因、再発防止策等を取りまとめ、本日、監視等委員会に報告いたしました。

本事案により、東北エリアのみならず全国の発電事業者・小売電気事業者等、関係者の皆さまにご迷惑をおかけしましたことを、お詫び申し上げます。

誤りがあった期間のうち、2023年11月分については、インバランス料金の請求前に誤りを修正済みであるため、発電事業者・小売電気事業者等との精算は生じませんが、2022年4月分から2023年10月分については、今後、単価の再算定を行い、インバランス料金への影響が確認された場合には、精算させていただきます。

なお、インバランス料金は、発電事業者・小売電気事業者等と一般送配電事業者との間の取引のみに関するものです。

当社は、本件を重く受け止め、今回策定した再発防止策を徹底し、類似事案の発生防止に努めてまいります。

以 上

※1 発電事業者・小売電気事業者等が電力広域的運営推進機関へ提出した日々の需要・発電計画等に対する需要・発電実績等の差分をインバランスという。需給の一致を図る観点から、インバランスについては、一般送配電事業者が補給等を行っており、当該補給等に係る精算に「インバランス料金単価」を用いている。

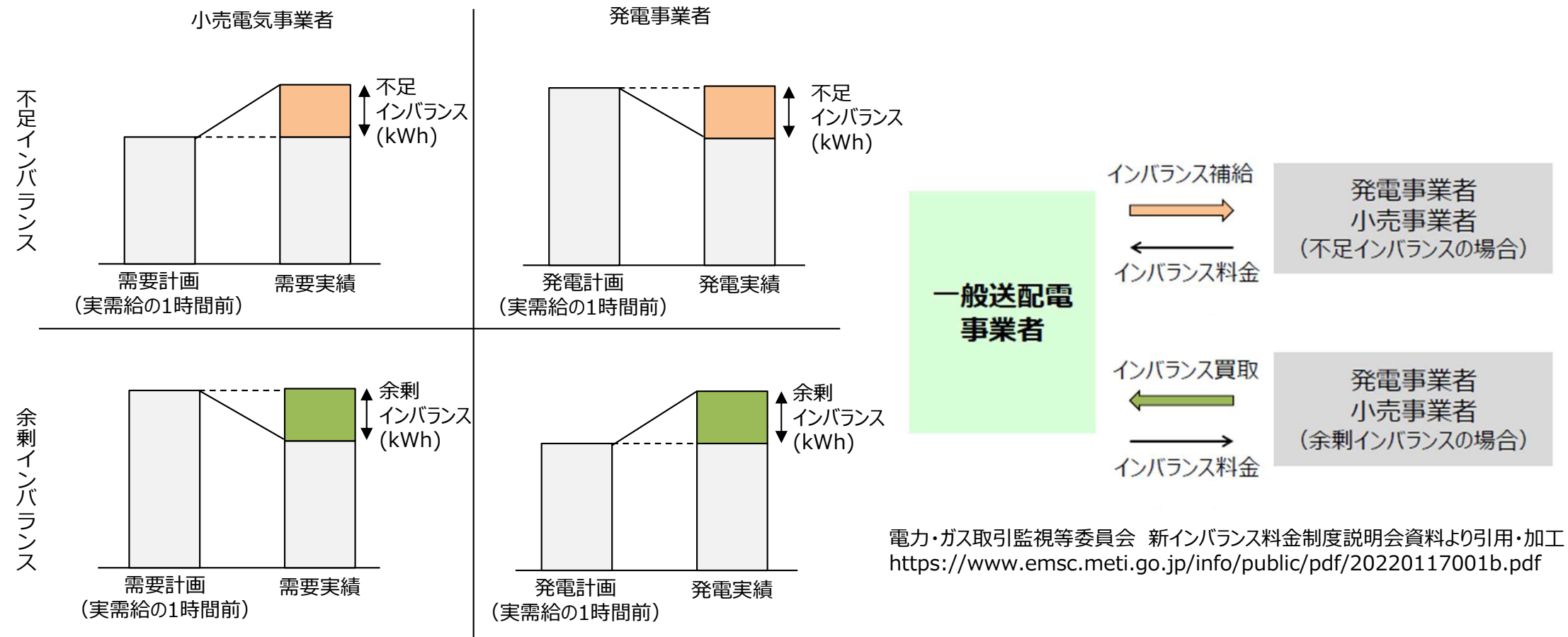
※2 一般送配電事業者が30分周期でインバランス料金単価を算出(48コマ/日)し、タイムリーにインバランス関連情報を公表しているウェブサイト。

(<https://www.imbalanceprices-cs.jp/>)

(別紙) 供給力、インバランス想定量の算定誤りについて

供給力、インバランス想定量の算定誤りについて ～「インバランス」の概要～

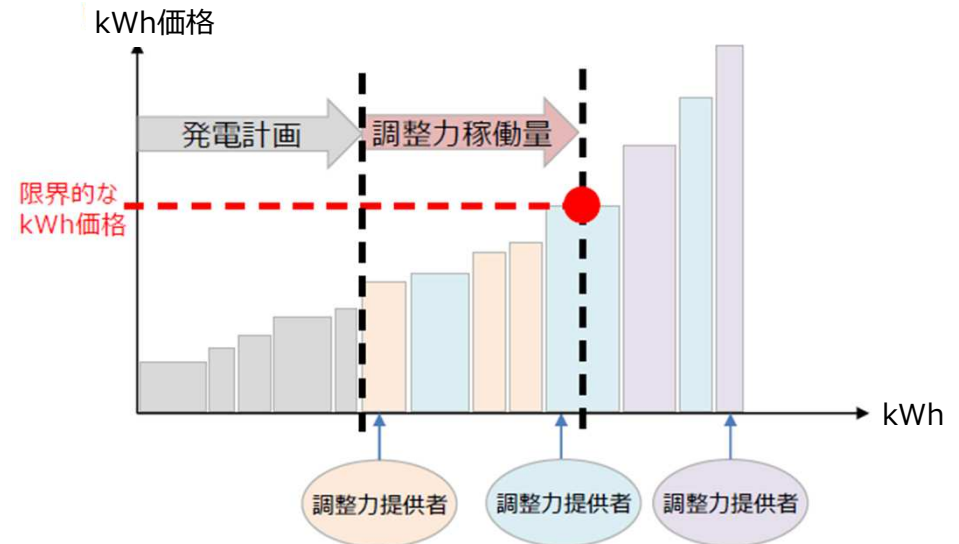
- 発電事業者と小売電気事業者は、1日を48コマに分割した30分単位のコマごとに需要計画と発電計画を作成し、実需給の1時間前までに需給を一致させる運用を行っております。
- 実際の運用において、計画から差（インバランス）が発生した場合は、一般送配電事業者が、電源等（調整力）に指令を行い、インバランスを解消するよう差分の電気の補給等の調整をしております。
- インバランス分の電気は、インバランス料金単価を用いて、インバランスを発生させた事業者と一般送配電事業者との間で事後精算を行っております。



「新インバランス料金制度 (2022年4月～)」における算定方法

<通常のインバランス料金>

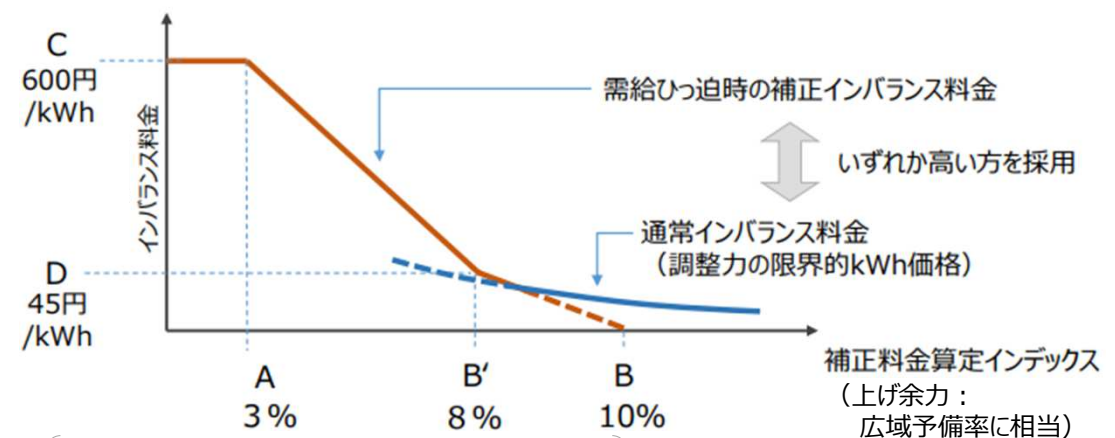
- 一般送配電事業者は、実需給で発生するインバランスについて、調整力をメリットオーダー（様々な種類の発電所を発電コストの安い順に並べたもの）の順番に従い運用することにより調整します。
- インバランス料金は、基本的に、各コマごとに稼働した調整力の限界的なkWh価格が引用されます。



電力・ガス取引監視等委員会 新インバランス料金制度説明会資料より引用・加工
<https://www.emsc.meti.go.jp/info/public/pdf/20220117001b.pdf>

<需給ひっ迫時の補正インバランス料金>

- 需給ひっ迫時の不足インバランスの発生は、供給力不足による大規模停電等を引き起こすリスクを高めるものであり、緊急的な供給力の追加確保や、その後（将来）の調整力確保量の増大によるコスト増につながります。
- 一般送配電事業者が活用可能な「上げ余力」が減少するにつれ、リスクに備えた緊急の供給力追加確保や将来の調整力確保量の増加といった追加的コストが上昇していくと考えられることから、それを一定の式（右図のA～B'、B'～B間の直線）で表し、リスク増大に伴うコスト増加をインバランス料金に適切に反映させることとされております。

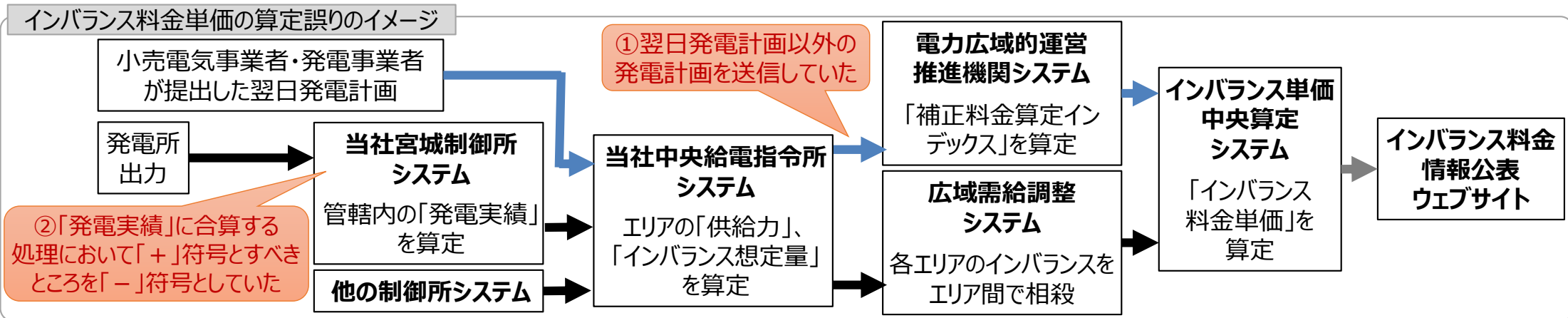


〔 C : 2022年度から2023年度までの2年間は、暫定措置として200円/kWhを適用 〕

電力・ガス取引監視等委員会 制度設計専門会合（第55回）資料4より引用・加工
https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/055_04_01.pdf

供給力、インバランス想定量の算定誤りについて ～算定誤りの概要および再発防止策～

- 事案①：当社中央給電指令所システムでは、新インバランス料金制度が導入された2022年4月1日から2023年10月15日までの期間、発電事業者・小売電気事業者間の契約変更等により翌日発電計画が提出されなかった一部の発電所について、以前に提出されていた翌日発電計画以外の発電計画（年間・月間・週間計画）で補間した「供給力」データを電力広域的運営推進機関システムへ送信しておりました。これにより、誤った「補正料金算定インデックス」が算定され、「需給ひっ迫の補正インバランス料金」が適用されたコマのインバランス料金単価が正しく算定されませんでした。
- 事案②：当社宮城制御所システムでは、2023年9月7日から2023年11月28日までの期間、宮城制御所管轄内の新規連系発電所1個所の発電出力を発電実績に合算する処理を誤っており、その誤った発電実績をもとに当社中央給電指令所システムでエリアの「インバランス想定量」を算定しておりました。その結果、インバランス料金単価が正しく算定されませんでした。



		発生要因	再発防止策
事案①	システム面	<ul style="list-style-type: none"> ・新インバランス料金制度導入後も中給システム仕様（「供給力」算定式）を見直すことなく継続してしまった ・制度変更時に不適切なシステム仕様に気づけなかった 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が提出した翌日・当日計画のみを集約した供給力を送信するよう中給システムを改修（2024年3月までに実施予定） ・制度変更に伴うシステム改修方針等に対する他一般送配電事業者との情報交換の実施（継続的に実施）
	組織・体制面	<ul style="list-style-type: none"> ・新制度導入時のシステム仕様に関する適切性について組織的に確認する社内体制・スキームが不十分だった 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度変更に伴うシステム改修等に対する品質チェックの確実な実施（品質チェック体制の強化は、2023年3月、5月に実施しているが、改めて充実を図る）
事案②	ルール面	<ul style="list-style-type: none"> ・制御所システム作業における確認項目について、ルール化しておらず、各制御所のシステム担当者任せとなっていた 	<ul style="list-style-type: none"> ・制御所システム作業における試験要領の見直しおよび確認のルール化（2024年3月実施予定） ・制御所システム作業における重点チェック表の作成およびルール化（2024年3月実施予定）
	組織面	<ul style="list-style-type: none"> ・本社は、制御所システム作業について、制御所所管であることから制御所任せとしていた 	<ul style="list-style-type: none"> ・制御所システム作業に係わる導入教育の実施（人事異動の都度実施） ・給電記録・インバランス料金算定に係わる説明会の実施（毎年実施、制度変更があった場合は随時実施）